

## 名護市教育委員会議事録

|      |  |   |  |   |
|------|--|---|--|---|
| 会議名  | 第 318 回名護市教育委員会定例会議                    |   |  |   |
| 開催日時 | 令和 5 年 11 月 21 日 (火) 開会 16:00 閉会 18:00 |   |  |   |
| 開催場所 | 名護市役所庁議室                               |   |  |   |
| 出席者  | 教育長<br>委員 (教育長職務代理者)<br>委員<br>委員<br>委員 | 岸本 敏孝<br>大城 千代子<br>大城 享<br>宮城 恵次<br>松田 由絵 | 教育次長<br>(教)総務課長<br>主幹兼学校給食センター所長<br>学校給食係長<br>教育施設課長<br>教育施設課管理係長<br>教育施設課建設係長<br>博物館館長兼文化課長<br>博物館管理係長<br>中央図書館館長<br>中央図書管理係長<br>保育・幼稚園課主幹<br>地域力推進課長<br>地域協働係長<br>地域人材育成係長 | 岸本 尚志<br>玉城 利和<br>比嘉 出<br>伊禮 健吾<br>名城 耐志<br>長山 佳司<br>宮城 喜仁<br>仲田 宏<br>糸数 幸司<br>岸本 林<br>比嘉 康宏<br>宮里 徳仁<br>吉田 正志<br>島袋 一平<br>平川 洋一郎<br>ほか担当職員 |
| 欠席者  |  |   |  |   |

### 1 議案

- 議案第 30 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 5 号））の要求について
- 議案第 31 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 6 号））の要求について
- 議案第 32 号 名護第一学校給食センター建築工事請負契約について
- 議案第 33 号 名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約について
- 議案第 34 号 名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約について
- 議案第 35 号 名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約について
- 議案第 36 号 損害賠償額の決定及び和解について（家屋損害事故）
- 議案第 37 号 名護市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38 号 指定管理者の指定について（辺野古多目的運動広場）
- 議案第 39 号 指定管理者の指定について（名護市コミュニティ施設）
- 議案第 40 号 令和 5 年度名護市教育功労者の承認について
- 議案第 41 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（令和 4 年度）について

## 2 内容

・議案第30号 令和5年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第5号））の要求について

（総務課長より議案説明）

（採決の結果、議案第30号は原案のとおり承認）

・議案第31号 令和5年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第6号））の要求について

（教育施設課長より議案説明）

委員：電気代は大丈夫なのか。

教育施設課長：電気代は補助があり、前年度通りに進んでいるため、不足が生じないことは確認済みである。

委員：水道代は値上がりしていたか。

教育施設課：まだ値上がりしてはいないが、コロナ禍を明けて水泳授業の再開等により不足が生じている。

委員：今年度は従来より低く予算を立てていたため不足しているのか。

教育施設課長：予算要求が前年度の実績額以上を要求することができないため、前年度の実績を基に試算している。

委員：幼稚園管理費の修繕が当初の二倍の予算となっているがその詳細を教えてほしい。

教育施設課長：この後の議案37号に関連するが、東江幼稚園の砂場の屋根が8月の台風で飛んでしまい隣の住宅に被害が生じたことに基づき、各幼稚園の緊急点検を行ったところ、砂場の屋根の修繕が必要な幼稚園があり、その修繕費用を計上しているためである。

委員：小学校及び中学校管理費で、昇降機保守管理点検、受変電設備点検、消防設備点検の結果に基づきとあるが、これについては取り急ぎ対応が必要な箇所という認識で、現時点ではその対応を行えば学校運営に支障がないということでよいか。

教育施設課長：その通りである。今年度すぐに対応しておかないと、学校騒音、学校生活に影響が生じることになる。

（保育・幼稚園課より議案説明）

（博物館長より議案説明）

（中央図書館長より議案説明）

委員：警備委託料の金額の差は平米数で差が生じるのか。

中央図書館長：その通りである。

（採決の結果、議案第31号は原案のとおり承認）

・議案第32号 名護第一学校給食センター建築工事請負契約について

（教育施設課より議案説明）

委員：アレルギー調理室について、量は少ないと思うが種類は多いと思う。約24平米では狭いような気がするが、何か参考にしたのか。

学校給食係長：先進地視察で行った沖縄市等の給食センターを参考とした。

委員：視察先の情報を踏まえて、この平米で足りているということか。

学校給食係長：その通りである。

委員：除去する品目はどのくらいを想定しているのか。

教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：アレルギー表示は28品目あるが、表示が義務化されているのが7品目ある。他市町村で除去しているアレルギー品目については、3~4品目で、実際に作っているのが、最大20食である。本市としても、同程度の対応を想定している。

委員：職員の人数はどのくらいか。職員の食堂はあるのか、また、昼食はどのように想定されているのか。異物混入の見極め方はどのようにしているのか。調理室への虫の侵入を防ぐための対策はどのようにしているのか。

教) 主幹兼学校給食センター所長：職員は約40名である。昼食は、他給食センターと同様に、全員給食を食べる。異物混入については、目視で確認を行う。調理室への虫の侵入については、前室で設置しているシャワーカーテンで防いでいる。

(採決の結果、議案第32号は原案のとおり承認)

#### ・議案第33号 名護第一学校給食センター電気設備工事請負契約について

(教育施設課より議案説明)

委員：誘導灯・非常用照明設備はあるが、非常用電源は設置しないのか。

教育施設課長：設置していない。非常用発電があり、非常用電源が設置されるが、今回工事する規模の給食センターを稼働させるためには、相当大きな非常用発電が必要となる。今回は、維持管理上、不経済になると判断したため、施設非常時は発電機を持ってきて対応する。

委員：非常時に地域住民が活用する施設になると聞いているが、どのようにになっているか。

教) 主幹兼学校給食センター所長：一時避難場所として活用する予定である。市の防災計画の中では、炊き出しについては避難所で行うとなっているため、その点については市の防災担当と調整し運用していく。

委員：今はまだ想定されていないから、非常用電源がないということか。

教) 主幹兼学校給食センター所長：災害の状況によるが、避難所として炊き出しが不可の場合は、給食センター内で調理したものを持っていくという想定もされているが、具体的な内容については、市の防災担当と調整できていない。

委員：太陽光発電設備が20Kwとなっているが、使用目的はどのようなものか。

教育施設課長：1階の事務室及び周辺と2階の空調等を想定している。

委員：映像表示設備とあるが、事務室が管理室となっているのか。

教育施設課長：その通りである。

委員：作業場所に防犯カメラは設置されており、管理室である事務室には設置されていないようだが、事故等が起こった際の対応の仕方等を記録しておくためにも設置したほうがよいのではないか。

教育施設課長：現段階では設置予定はないため、担当課と調整して設置を検討したい。

(採決の結果、議案第33号は原案のとおり承認)

- ・議案第34号 名護第一学校給食センター機械設備工事請負契約について  
(教育施設課より議案説明)

委員：業務用生ゴミ処理機は、ゴミを粉碎して生ゴミの量を減らして再利用するものなのか。  
教育施設課長：脱水・圧縮後に冷蔵し、腐敗を送らせて一時的に貯蔵するものである。その後は、廃棄処理となる。

(採決の結果、議案第34号は原案のとおり承認)

- ・議案第35号 名護第一学校給食センター厨房設備工事請負契約について  
(教育施設課より議案説明)

委員：パススルー冷蔵庫とはどのようなものか。

教育施設課長：2つ扉があり、食品庫から入れて反対側の調理室から取れるようになっている冷蔵庫である。

(採決の結果、議案第35号は原案のとおり承認)

- ・議案第36号 損害賠償額の決定及び和解について（家屋損害事故）  
(教育施設課より議案説明)

委員：8月に発生した事故が現時点での対応になっているのはなぜか。住民に支障はないのか。

教育施設課長：修繕については、すでに業者委託し対応済みである。

(採決の結果、議案第36号は原案のとおり承認)

- ・議案第37号 名護市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(地域力推進課より議案説明)

(採決の結果、議案第37号は原案のとおり承認)

- ・議案第38号 指定管理者の指定について（辺野古多目的運動広場）  
(地域力推進課より議案説明)

委員：指定期間は会計年度の指定なのか。

地域力推進課長：令和5年12月1日から令和16年3月31日までの10年4カ月の指定期間である。

委員：指定管理者に区長名まで入れているが、区長が変更になった場合は、指定期間は変更するのか。

地域協働係長：10年4カ月の指定期間で区長と個人で締結するわけではなく、区と協定を締結することになる。協定締結時は在職する区長が代表者となるが、区長が変更するたびに協定を締結しなおすことはしない。

(採決の結果、議案第38号は原案のとおり承認)

- ・議案第39号 指定管理者の指定について（名護市コミュニティ施設）

(地域力推進課より議案説明)

委員：55区ある中で52区となっているが、3区がないのはなぜか。

地域力推進課長：52区は名護市の管理だが、3区は区の管理となっているためである。

委員：今回、指定管理者が変わることにより、何が変わらるのか。

地域力推進課：現在、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの指定期間となっており、今回は更新となる。

(採決の結果、議案第39号は原案のとおり承認)

・議案第40号 令和5年度名護市教育功労者の承認について

(教育委員会総務課、地域力推進課、文化スポーツ振興課より議案説明)

(採決の結果、議案第40号は原案のとおり承認)

・議案第41号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（令和4年度）について

(教育委員会総務課より議案説明)

(採決の結果、議案第41号は原案のとおり承認)

名護市教育委員会會議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏彦

作成職員 津波古 翠綾